

【第6章（標準的手法）－第3節（オフ・バランス取引）関係】

<「信用供与に直接的に代替する偶発債務」等>

【関連条項】第78条

第78条-Q1 「信用供与に直接的に代替する偶発債務」、「特定の取引に係る偶発債務」とは何をいうのですか。

(A)

「信用供与に直接的に代替する偶発債務」（掛目 100%）とは、取引相手方の金融債務を直接保証することによって生ずる偶発債務であり、借入金の保証、有価証券の保証、手形の引受けの他、関税保証、租税延納保証、運賃等後納保証、元本補填信託契約等が該当します。

これに対し、「特定の取引に係る偶発債務」（掛目 50%）とは、取引相手方の金融債務そのものを補強するものではなく、日常業務の取引遂行能力に関して保証することによって生ずる偶発債務であり、契約履行保証、入札保証、品質保証の他、貿易取引に係る引取保証、貨物貸および前受金返還保証、前払式証票発行保証等もこれに該当します。

<買戻条件付資産売却の想定元本額>

【関連条項】第78条

第78条-Q2 買戻条件付資産売却の想定元本額は、売却・買戻のいずれの額とするのですか。

(A)

買戻条件付資産売却の想定元本額は、当該資産の「買戻金額」とします。

<フォワード・コミットメントの与信換算率>

【関連条項】第78条

第78条-Q3 フォワード・コミットメントの掛目は何%ですか。

(A)

契約の締結日からコミットメント期間の終了日までが1年超であるフォワード・コミットメントは、通常のコミットメントと同様に、原則として掛目は50%となります。

ただし、銀行が一定の通知期間なく無条件で取消可能な期間ないし期日がある場合には、取消不能となった日からコミットメント期間の終了日までの期間が1年以内であれば、20%の掛目を適用します。

<任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント又は自動的に取消し可能なコミットメント>

【関連条項】 第 78 条

第 78 条-Q4 「任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメント」にはどのような取引が該当しますか。(平成 27 年 3 月 31 日追加)

(A)

告示第 78 条第 1 項第 1 号に規定する「任意期の時期に無条件で取消し可能なコミットメント又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能なコミットメント」への該当性は、①コミットメント性の有無及び②任意の時期に無条件で取消し可能か、又は相手方の信用状態が悪化した場合に自動的に取消し可能かを判断することとなります。

つまり、①のコミットメント性が認められない場合は、オフ・バランス取引として与信相当額を認識する必要はありません。なお、コミットメント性が認められるか否かは、銀行が与信枠を設定しているか否かという形式面だけでなく、相手方から引出(貸出)の申し出があった場合に、その引出(貸出)を留保できるかという実質面を踏まえて判断することが可能です。例えば一般的な当座貸越契約などで、銀行が枠の取消しを行うまでの間、相手方が自由に現金等の引出(貸出)や手形の決済ができる場合にはコミットメント性が肯定されます。他方で、特殊な当座貸越契約等、銀行が与信枠設定をしている一方で、実際には相手方から現金等の引出(貸出)の申し出がある都度、銀行に引出(貸出)の留保を判断する機会がある場合には、相手方は自由に現金等の引出(貸出)ができないことからコミットメント性が否定されます。

<更改型のコミットメント契約>

【関連条項】 第 78 条

第 78 条-Q5 更改型のコミットメント契約の場合、「原契約期間が 1 年以下のコミットメント」となる要件は何ですか。

(A)

更改型のコミットメント契約の場合、「原契約期間が 1 年以下のコミットメント」となる要件は以下のとおりです。

- ① 契約期間が 1 年以下の契約であること。
- ② 契約を更改する前に十分な期間及び内容の与信再審査を行い、当該再審査の結果によっては無条件に更新しないことができること。

< 自行保証付き債券の取得 >

【関連条項】 第 78 条、第 80 条

第 78 条-Q6 自行が保証している債券を取得した場合にはどのように扱いますか。

(A)

自行が保証している債券を取得した場合、取得した債券は無保証扱いとなり、債券発行者のリスク・ウェイトを適用するものとします。

債券の保証は、「信用供与に直接的に代替する偶発債務」に該当するため、掛目を 100% としたうえで、当該債券発行者に対するリスク・ウェイトが適用されますが、保有債券相当額は当該保証の総額から控除して差し支えありません。

< 取引の経済効果を反映した想定元本 >

【関連条項】 第 78 条第 1 項

第 78 条-Q7 カレント・エクスポージャー方式において、「取引の経済効果を反映した」想定元本とは、具体的に何をいうのですか。

(A)

「取引の経済効果を反映した」想定元本とは、必ずしも契約上定められる想定元本額そのものではなく、オフ・バランス取引の実際の取引規模を表す想定元本をいいます。

例えば、金利スワップ契約（固定・変動）において、変動金利を「LIBOR×3」としているような場合、「その取引の経済効果を反映した想定元本」は、「契約上定められている想定元本額」×3 となります。

< コミットメント、当座貸越契約の原契約期間 >

【関連条項】 第 78 条

第 78 条-Q8 コミットメントの原契約期間はどのように認識しますか。（平成 18 年 7 月 28 日追加、平成 27 年 3 月 31 日修正）

(A)

コミットメント（長期貸出の未実行部分を含む。）の掛目については、原契約期間が 1 年以内の場合は 20%（第 78 条第 1 項第 2 号）、1 年超の場合は 50%（同項第 6 号）が適用されます。なお、長期貸出の未実行部分の原契約期間は、通常、未実行貸出の実行可能日から実行可能期限までの期間とします。

ただし、以下の(1)または(2)の場合には、各々の掛目が適用されます。

(1) 契約上の原契約期間が 1 年以内であっても、実質的に判断して銀行が義務を負っている期間が 1 年超の場合には、原契約期間は 1 年超であると判断し、50%の掛目が適用されます。例えば、契約上の原契約期間が 1 年以内であっても、自動延長可能な場合や延長を銀行が拒絶できない場合は、1 年超と判断されます。

なお、取引相手先の再審査を行い、契約の延長可否及びその内容（期間や条件を含む。）

に対し銀行が総合的な裁量権を有する場合には、延長した契約を新規のものとし、新・旧契約それぞれの原契約期間に応じて判断するものとします。

(2) 銀行が一定の通知期間なく任意の時期に無条件で取消し可能であり、かつ、最低 1 年に 1 度は取引相手先の再審査等（注）を行う場合には、0%の掛目が適用されます。

なお、当座貸越契約が上記の要件を満たす場合には 0%の掛目が適用されますが、取消不能の旨の取決めがなされている場合には、「任意の時期に無条件で取消し可能なコミットメント」とは扱われません。

（注）例えばカードローンにおいては、当面の措置として、毎月の延滞状況の調査（いわゆるスクリーニング）も再審査とみなします。

<投資事業組合等への出資枠の取扱い>

【関連条項】第 78 条

第 78 条-Q9 事業再生等を目的とする投資事業組合等への出資枠の未引出額の掛目は何%ですか。（平成 18 年 12 月 27 日追加）

(A)

事業再生等を目的とする投資事業組合等への出資に際しては、通常、契約期間中に当該投資事業組合等から出資の要求（キャピタル・コール）があった場合に、一定の金額（出資枠）を限度に出資を行う契約になっています。このような出資契約においては、与信先からの要求に応じ一定の金額（融資枠又はコミットメント額）を限度に資金を提供する点において、コミットメントと基本的に同様と考えられることから、出資枠から既に出資した額を控除した未引出額の与信相当額を算出するに際しては、第 78 条第 1 項のコミットメントに係る掛目を当該未引出額に乗じることとします。例えば、当該出資契約を任意の時期に無条件で取消可能な場合、第 78 条第 1 項に基づき、未引出額に対して 0%の掛目を乗じて得た額を既に出資した額に加えた額が、当該出資契約の信用リスクに係る与信相当額となります。同様に、当該出資契約の原契約期間が 1 年以内の場合には 20%の掛目を、原契約期間が 1 年超の場合には 50%の掛目を未引出額に乗じて得た額と既に出資した額の総額が、当該出資契約の信用リスクに係る与信相当額となります。

<有価証券の貸付・担保提供等の想定元本額>

【関連条項】第 78 条第 1 項第 8 号、第 91 条

第 78 条-Q10 有価証券の貸付や担保の提供等の取引を行った場合、当該取引の相手方に対する信用リスクに係る与信相当額はどのように算出すれば良いのか。（平成 19 年 3 月 23 日追加）

(A)

有価証券の貸付、担保の提供等の取引を行った場合は、第 78 条第 1 項第 8 号の定めに従い与信相当額を算出する必要がありますが、その際に掛目を乗じる対象となる額（第 78 条

第 1 項柱書では「想定元本額」と記載)は、有価証券の時価(手形については額面)となります。

なお、当該取引相手より借り入れた資産、受け入れた担保等が存在し、これらが適格金融資産担保の要件を満たす場合は、信用リスク削減効果を勘案することが可能となります。この際、適格金融資産担保に係る信用リスク削減手法について包括的手法を用いる金融機関は、エクスポージャーの額(E。信用リスク削減手法適用前の与信相当額)に対して「 $1 + He$ (エクスポージャーが第 78 条第 1 項第 8 号に規定する与信相当額である場合において、取引相手方に引き渡した資産の種類に応じて適用するボラティリティ調整率)」を乗じたうえで、信用リスク削減効果を勘案する必要があることに留意が必要です(第 91 条参照)。ただし、契約上のキャッシュ・フローが確定している有価証券の貸付や担保提供等を行う場合は、上記 $E \times (1 + He)$ について、自己資本比率算出基準日以降のキャッシュ・フローの単純合計値を上限とすることで差し支えありません。

<株価指数先物取引の取扱い>

【関連条項】第 78 条第 2 項等

第 78 条-Q11 株価指数先物取引の信用リスク・アセットの額はどのように計算すればよいですか。(平成 20 年 3 月 31 日追加、平成 25 年 3 月 28 日修正)

(A)

株価指数先物取引は第 78 条第 2 項第 2 号に規定する「先物資産購入」に該当する取引であるため、同項の規定により、当該取引の対象資産に係る与信相当額に当該資産に係るリスク・ウェイトを適用して(標準的手法採用行にあっては出資等のエクスポージャー、内部格付手法採用行にあっては株式等エクスポージャーとして)、当該取引の対象資産に係る信用リスク・アセットの額を算出する必要があります。

<総合口座取引の取扱い>

【関連条項】第 78 条

第 78 条-Q12 預金者が定期預金等の残高の一定額について貸越を受けることを予め約したいいわゆる総合口座取引について、エクスポージャーの額をどのように認識する必要がありますか。(平成 27 年 3 月 31 日追加)

(A)

総合口座取引は、銀行が定期預金等の預金者に対して、その預金残高の一定額を上限として貸し越すことを予め約しており、契約上、明示的に与信枠が設定され、銀行は当該与信枠に達するまでは利用者の追加引出しの要請に応諾する義務を有しているため、コミットメント性が否定されない商品であると考えられます。

一方で、当該商品の経済的側面に着目すると、預金者の引出行為は、現金同等物たる定期預金の事前の払い出しに相当すると評価できることから、エクスポージャーを認識する

必要性が低いものであると考えられます。この点に鑑み、総合口座取引については、エクスポージャーの額を認識しない取り扱いも可能とします。

ただし、一律にエクスポージャーの額の認識を不要とするものではなく、定期預金のみを担保とする総合口座取引であり、かつ、定期預金の額の範囲内での払い出しが確保されているのであれば、現金同等物たる定期預金によって保全されていることから、定期預金の事前の払い出しに相当するものと評価することが可能と考えられます。一方で、公共債等の定期預金以外の金融商品を担保として用いる総合口座取引については、預金の事前の払い出しと見なすことはできないため、エクスポージャーの額の認識が必要となります。

なお、例えば定期預金と公共債等が共に担保に供されている場合にあっては、その担保額の割合に応じて当該取扱いを行うことも可能です。